

キウイフルーツかいよう病Psa3系統の当面の対応について

(平成26年7月22日)

キウイフルーツかいよう病については日本ではこれまでPsa1系統のみの発生が確認されていたが、平成26年5月にPsa3系統について国内で最初の発生が確認され、その後の調査により7県での発生が確認されている。Psa3系統は、4系統あるとされるもののうち病原性が強い系統で適切な防除を講じないと枯死する場合があるとされている。本病は、国内に蔓延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある重要病害虫に該当し、国内への侵入があった場合、「重要病害虫発生時対応基本方針」に基づき国による緊急防除など特別な防除を行うかどうかを検討する必要のある病害虫である。

7月18日に農林水産省から本病害に対する当面の対応が公表された。

その主要な対応は、本年秋と来年の春に本病の全国的な発生状況を確認するため、緊急全国調査を都道府県と植物防疫所が行うこととされたことである。この調査の結果を検討してその後の防除等の対応が決定されるものと見込まれる。更に全国のキウイフルーツ生産者や輸入者に対し本病の疑似症状が見られた場合速やかに都道府県や植物防疫所に連絡するよう呼びかけるとしている。

また、都道府県及び植物防疫所は、発生が特定された地域の生産者に次の防除を実施するよう要請するとされている。

1. 感染樹の切除・伐採
2. 農薬（銅剤や抗生物質）の散布又は樹幹注入